

TPA・TAA 一括法案の米下院審議の焦点

1 5月22日に上院で可決されたTPA・TAA一括法案は、下院に送付されており、早ければ今週中にも審議入りするとみられている。

下院民主党内の賛成票は、オバマ政権の懸命な説得工作もあり、20票は超えそうな勢いで、TPA・TAA一括法案は、2の手順が円滑に進めば、早晩に可決(2名欠員のため、過半数は217票)される見込となっている。

2 下院共和党指導部は、共和党内の貿易調整支援プログラム(TAA)延長法案(2011TAA法は2014年末に期限切れとなっているが、2015会計年度歳出予算で今年9月末まで延長)への反発を考慮し、次のような段取りで審議を進めようとしている。

①4月23日に下院歳入委員会で可決したTPA法案ではなく、上院を通過したTPA・TAA一括法案(HR1314)を下院で審議する。

②「質問の分割」という手続き上の手法をHR1314に適用するための特別な審議規則(下院本会議の議決が必要)を定め、2015年TPA法案と2015年TAA法案をそれぞれ採決した上で、TPA・TAA一括法案(HR1314)としてオバマ大統領に送付する。

③上院案とは内容の異なる、下院歳入委員会で4月23日に可決した「貿易円滑化及び取締の機能・活動法案(関税法案)」を可決する。

④2015年TPA法案等のオバマ大統領の署名後に、関税法案の両院協議会を開催し、関税法案の相違点や2015年TPA法案等の一部改正法案を調整する。

⑤両院協議会の報告書を上院・下院で可決する。

3 上述の審議プランについては、次のような課題が指摘されている。

(1) 関税法案

上院案と下院案は次のとおり差異があり、第7編A節(為替過小評価の調査)を含め、調整中といわれている。

上院本会議(5/13 財政委員会報告)	下院歳入委員会(5/14 歳入委員会報告)
第1編 貿易円滑化及び貿易取締 第101条—第115条	第1編 貿易円滑化及び貿易取締 第101条—117条
第2編 輸入の衛生及び安全性	第2編 輸入の衛生及び安全性
第3編 輸入に係る知的財産の保護	第3編 輸入に係る知的財産の保護
第4編 反ダンピング関税及び相殺関税 命令の侵食	第4編 反ダンピング関税及び相殺関税 命令の浸食防止

第5編 貿易救済法の改正	第5編 追加の取締規定
第6編 追加の取締及び知的財産の保護	第6編 その他の規律
第7編 為替操作	
A節 為替過小評価の調査	
B節 為替レート及び経済政策に関する責務	
第8編 仮の課税延期及び削減の審議プロセス	
第9編 その他の規律	
第10編 雑則	

(参考) 通貨操作に関する TPA・TAA 一括法案の規定(第 102 条(b)―主要な交渉目標)

- (11) 通貨―為替管理に関する米国の主要交渉目的は、米国との通商協定の締約国が、参加国間協力メカニズム、拘束力のある諸規則、報告、監視、透明性又はその他の適切な手段を通じて、国際収支の効率的な調整を妨げ、又は他の締約国に対する不公正な競争上の優越性を得るための為替レートの操作をさせないことである。
- (12) 外国の為替操作―不公正な通貨措置に関する米国の主要な交渉目的は、拘束力のある諸規則、報告、監視、透明性、協力メカニズム又はその他の適切な手段を通じて、通商協定の他の締約国に対する不公正な競争上の優越性を得るために、為替市場における一定方向の長引く大規模な介入等の為替操作及び継続的に過小評価された外国の為替レートについて、国際通貨基金及び世界貿易機構の構成員としての現在の義務と両立しながら対応することである。

(2) TPA・TAA 一括法案(2015 年 TPA 法案関連部分)

① TPA・TAA 法案第 106 条(b)(6)の規定は、次のとおりである。

- (6) (A) 総じて―大統領貿易促進権限手続きは、2000 年人身売買の犠牲者防止法第 110 条(b)(1)の規定に基づき提出された人身売買に関する最近の報告で、人身売買撲滅の最低基準が適用される国及び最低基準に完全には該当していないが、遵守するよう意味のある努力をしていない政府(通常は第 3 階層の国と呼ばれている)との通商協定又は第 103 条(b)の通商協定に関するいかなる実施法案に対して適用してはならない。

この規定によれば、2014 年国務省報告では人身売買に関して最低基準に位置付けられているマレーシアが参加している TPP 交渉は、国務省報告で今後その評価が改善されない限り、ファストトラックの対象とならないことになる。そこで、この規定を緩和するための妥協案が既にメネンデス上院議員(民・ニュージャージー)とワイデン上院議員との間で成立したと報じられている。この妥協案は、通商協定についてファストトラックの適用を可能とするために、人身売買

撲滅の最低基準が適用される国が人身売買と戦うために米国の主要な勧告を実施するための諸手段を講じているということを証明する書類を国務省が議会の貿易及び外交委員会に提出することができるというものである。

②クルーズ上院議員(共・テキサス)及びハッチ上院財政委員長の提案した修正案で、TPA・TAA 一括法案第 102 条(a)の全般的な通商交渉の目的として、次のとおり加えようとするものであるが、5月22日の上院本会議の採決には付されていない。

(一)通商協定は、米国の移民に関する法律の変更を求めないことを確保すること。

③サリバン上院議員(共・アラスカ)の提案した修正案で、TPA・TAA 一括法案第 102 条(b)の主要な交渉目的として、次のとおり加えようとするものであるが、5月22日の上院本会議の採決には付されていない。

(一)水産物の貿易—外国の魚類、水産食品及び甲殻類が米国において与えられているのと実質的に同等の、米国产の魚類、水産食品及び甲殻類のための競争機会を外国市場で獲得すること及びより公正で開放的な条件を達成することである。

(3)TPA・TAA 一括法案(2015年TAA法案関連部分)

①HR1314に適用するための特別な審議規則について、下院民主党はTAA延長法案の確実な可決を求めており、別々に採決する場合には2015年TAA法案・2015年TPA法案の順番とする必要がある。

②TPA・TAA 一括法案第 212 条によって「均衡予算及び緊急赤字統制法(合衆国法典第 2 編)」第 901a 条(6)(D)(ii)を改正し、2024 会計年度メディケア予算の一律削減率について、「0.0%」から「0.25%」に引き上げている。多くの下院民主党議員はこの削減措置の撤回を求めており、下院共和党議員が従来からTAAの延長そのものに反対していることを考慮すると、否決される可能性もあると指摘されている。

なお5月22日の上院本会議でもTAP・TAA 一括法案の2015TAA法案を削除する修正案が提出されたが、36-62で否決されている。

③2015年TAA法案は2011年TAA法の延長法案となっており、公的部門の労働者は対象外とされている。かなりの下院民主党議員は、2009年並みにすべきという意見を主張している。

2002 年	2009 年	2011 年
①製造業で働いていた者	① <u>製造業・サービス業及び公的部門で働いていた者又は勤務していた企業が米国交際貿易委員会により貿易で損害を受けたと認定された者</u>	①製造業及びサービス業で働いていた者又は勤務していた企業が米国交際貿易委員会により貿易で損害を受けたと認定された者
②FTA を締結している国からの輸入の増加又は当該国への製造の移転により、生産活動又は売上の低下により、失業した者	②外国 (FTA を締結している国を含む) からの輸入の増加又は外国への製造・サービスの提供により生産活動若しくは売上の低下により失業した者	②外国 (FTA を締結している国を含む) からの輸入の増加又は外国への製造・サービスの提供により生産活動若しくは売上の低下により失業した者

(資料)厚生労働省：各国にみる労働政策の概要と最近の動向